

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和5年9月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付決定処分のうち、請求人の肝臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、3級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の変更を求めている。

4級の手帳を交付されたが、障害者のためのサービスが少なく3級の手帳の交付を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 8 月 2 6 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 2 7 日	審議（第 9 4 回第 1 部会）
令和 6 年 1 2 月 1 3 日	審議（第 9 5 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 1 5 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えてその居住地の都道府県知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、都道府県知事は、同条 1 項の申請に基づいて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 1 2 年東京都規則第 2 1 5 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付 1 1 福心福調第 1 4 6 8 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 法 1 5 条 1 項の規定による手帳の交付の申請の際提出する書類として、同項及び法施行規則 2 条 1 項 1 号（令和 5 年厚生労働省令第 1 2 7 号による改正前のもの）が医師の診断書掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容を資料として判断を行うべきものと解される。

2 本件処分についての検討

上記 1 の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 肝臓機能障害の障害等級について

本件診断書は、肝臓機能障害用であるところ、等級表が定めている肝臓機能障害に係る障害等級は、次のとおりである。

級別	肝臓機能障害
1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(2) 本件障害の程度について

等級表解説は、肝臓機能障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙 2 のとおり規定しているところ、障害等級 3 級に該当するには、等級表解説第 10・3・(ア)及び(イ)のいずれも満たす必要があり、同 4 級に該当するには、等級表解説第 10・4・(ア)及び(イ)のいずれも満たす必要がある。両者の(ア)（以下「要件ア」という。）の内容及び(イ)（以下「要件イ」という。）の各項目（a ないし j。別紙 1（本件診断書）Ⅱ・4 の表に対応する。）は同じであり、障害等級 3 級と 4 級の異なる点は、要件イの各項目のうち、特定の 1 項目（a ないし g）を含む 3 項目以上が認められるか（3 級）、1 項目以上が認められるか（4 級）である（別紙 2 参照）。

そこで、本件診断書についてみると、請求人の肝臓機能障害の重症度（Child-Pugh 分類）の合計点数は、90 日以上の間隔をおいた連続した 2 回の検査において、いずれも 10 点であるから（別紙 1・Ⅱ・1）、要件アは満たす。

しかし、要件イの各項目のうち、該当する項目は、a ないし g を含まない 2 項目（h 及び i）であることから（同・4）、本件障害は障害等級 4 級には該当するものの、同 3 級には該当しない。

以上によれば、本件障害の程度は、本件診断書の意見どおり「疾

病による「肝臓機能障害（４級）」と認定するのが相当である。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第３のとおり主張し、障害等級３級への変更を求めている。

しかし、前記１・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件障害の程度が障害等級４級と認定することが相当であることは上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙１及び別紙２（略）